

都道府県推進計画策定における社会的養護の需要量推計について

都道府県推進計画の策定について

1 国の動き

「社会的養護の課題と将来像」
(平成23年7月社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ)

【社会的養護の基本的方向】

- ①家庭的養護の推進 ②専門的ケアの充実
- ③自立支援の充実 ④家族支援、地域支援の充実

【施設機能の地域分散化の目標】

日本の社会的養護の現在
乳児院・児童養護施設(9割) 里親・ファミリーホーム(1割)

↓
里親・ファミリーホーム 1/3
グループホーム 1/3
施設養護 1/3

「家庭的養護の推進に向けた『都道府県計画』の作業等について」
(7月23日付事務連絡)

家庭的養護推進計画(各施設において策定)
↓都へ届け出
都道府県推進計画[策定]

2 都道府県推進計画の概要

社会的養護の需要と里親等委託率の引き上げペースを考慮した上で、関係機関と調整して、都道府県推進計画を策定する。

※平成27年度を始期とし、平成41年度までの計画期間
※目標設定は5年ごとの3期 ※5年ごとの期末に見直しを行う

【推進計画記載事項】

- ①社会的養護の需要量、②施設養護の供給量、③家庭養護の供給量
- ※ 各年度とも、施設養護と家庭養護の供給量(②+③)が社会的養護の需要量(①)を十分に満たすよう設定する必要がある。

都の社会的養護の現状について

1 定員等(4,153名)

家庭養護 436名 (養育家庭・ファミリーホーム)	10.5%
家庭的養護 784名 (グループホーム)	18.9%
(乳児院) 507名	70.6%
(児童養護 本園9名以上) 869名	
(児童養護 本園8名以下) 1,557名	
施設養護 2,933名	

※ 養育家庭は、平成25年3月末

(平成25年11月1日現在)

2 児童養護施設の状況

グループホーム 784名	24.4%	児童養護施設 本園の割合↓
9名以上のケア単位 869名	27.1%	
8名以下のケア単位 1,557名	48.5%	64.2%
児童養護施設 3,210名		

- 児童養護施設全体(グループホーム含む)
⇒ 72.9%は8名以下のケア単位
- 児童養護施設本園
64.2% ⇒ 小舎(8名以下のケア単位)
35.8% ⇒ 中舎・大舎

社会的養護の需要量推計(案)

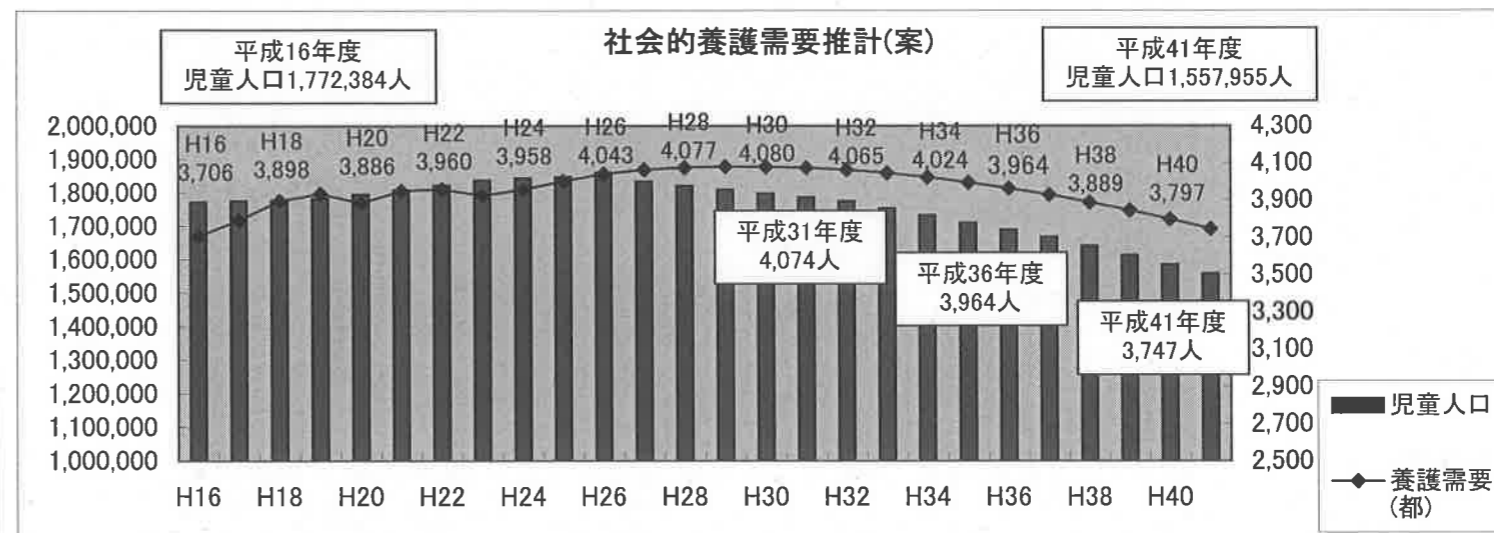
1 児童人口

- ・住民基本台帳による東京都の人口に、外国人登録人口の10.33%を足し上げたもの。
(10.3%は18歳未満の割合。次世代計画の割合を踏襲)
- ・26年度以降の人口(推計)は、東京都総務局「東京都男女年齢(5歳階級)別人口の予測」による。
- ・結果、児童人口は平成24年約1,844千人⇒平成41年約1,558千人【15.5%減】

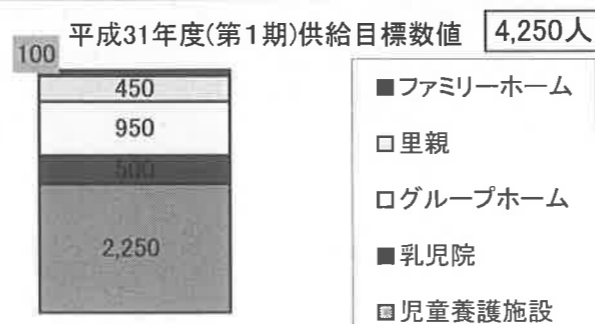
2 社会的養護需要推計(案)

- ・養護相談件数について、過去5年の「児童人口に対する養護相談件数の割合」の中間値0.41%をもとに推計
- ・新規措置数について、過去5年の「養護相談件数に対する新規措置件数の割合」の中間値10.58%をもとに推計
- ・退所者数について、過去5年の対前年度末在籍児童数比(平均値19.19%)をもとに推計

・養護需要数は平成24年度の3,958人が、平成41年度には3,747人(△211人 5.3%の減)となる。



推進計画供給量の目標設定(案)



○国の社会的養護の整備目標は、「それぞれを1/3」

○都の児童養護施設においては、既に本体定員2,426人の約64%(1,557名)が8名以下の小規模なグループでケア

目標とすべき数値 [平成41年度] 3,900人

種別	定員	割合
家庭養護 (養育家庭・ファミリーホーム)	1,200名	30.8%
家庭的養護 (グループホーム)	1,200名	30.8%
施設養護 (乳児院・児童養護施設)	1,500名	38.4%

【目標達成】

目標達成のためには、以下の取組(促進)が必要

- ①ファミリーホーム設置促進
- ②里親委託の促進
- ③グループホームを全施設に設置

【変動要素】

- ①要保護(養護)出現率
- ②退所児童数増

※ 部会の提言の進捗状況を確認しながら、5年毎の期末に見直しを行う。